

令和2年4月20日

都留市立谷村第一小学校保護者 様

都留市教育委員会 教育長 上野 清
都留市立谷村第一小学校 校長 杉田 眞
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休業期間の延長について（お知らせ）

国が16日、新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大しました。これを受けて、本市でも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備えるため、4月24日（金）までの臨時休業期間を5月6日（水）までに延長いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、次のとおり、全学年臨時休業としますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 期間 令和2年4月27日（月） ～ 令和2年5月6日（水）
- 2 対象 全学年児童
- 3 留意点
 - ・人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごさせてください。お子様の日中の生活について、ご家族で話し合ってください。
 - ・うがい、手洗い、マスクの着用など、感染症対策について、ご家族で取り組んでください。
 - ・学校からの宿題の他、漢字練習や読書など、めあてを決めて自主学習に取り組んでください。
 - ・学校からの情報は、保護者の皆様に、緊急メールを通じてお伝えします。
 - ・緊急または必要に応じて、ご家庭に連絡し、お子様の健康状態等について伺うことがあります。
- 4 登校日 4月27日（月）
 - 目 的 休業中の子どもたちの生活・学習の様子を確認、指導するため。
 - 8：20 通常通りの集団登校
 - 10：30 下校 1年生は、同時刻に教師引率の方面別下校になります。
- 5 お子様の健康状態について
 - ・37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、下の「帰国者・接触者相談窓口」へご相談ください。
 - ・臨時休業中に新型コロナウイルスまたはインフルエンザに感染した場合はもとより、発熱、咳など、お子様に体調不良の症状がありましたら、すぐに学校までご連絡ください。
- 6 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口
 - ・富士・東部保健所（地域保健課）
0555-24-9035

都留市立谷村第一小学校
Tel: 43-3105
Fax: 43-3165